

## 東京都立埋蔵文化財調査センター指定管理者評価委員会設置要綱

### (目的)

第1 この要綱は、東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が所管する東京都立埋蔵文化財調査センターを管理運営する指定管理者の評価をするため、東京都立埋蔵文化財調査センター指定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2 委員会は、東京都教育委員会が行う東京都立埋蔵文化財調査センターの指定管理業務に係る一次評価をふまえ、指定管理者の年間を通じた管理運営状況について評価を行う。

### (組織)

第3 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 経営並びに財務及び会計に見識を有する者
- (2) 指定文化財及び埋蔵文化財に見識を有する者
- (3) 利用者の代表として見識を有する者
- (4) 博物館施設に見識を有する者

### (委員長等)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会議を主催する。
- 3 委員長は会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を徴取することができる。
- 5 委員長は、やむを得ない事情により委員の過半数が一堂に会することが困難であると認めるときは、電子メール、書面その他の方法により審議を行うことができる。

### (委員の任期)

第5 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

### (公開等)

第6 委員会の会議は原則公開とする。但し、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止を根拠とする場合は非公開とする。

- 2 前項の規定により審議を非公開とする場合は、委員長が委員会に諮って決定する。

3 委員会の議事録及び会議資料は原則公開とする。ただし、前項の規定により審議を非公開とした場合の議事録は非公開とし、議事要旨を公開する。

(参考人)

第7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を参考人として委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第8 委員及び参考人は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、東京都教育庁地域教育支援部管理課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が決定する。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。